

福祉医療貸付部

～地域医療構想対象事業に係る優遇融資のお知らせ～

当機構では地域医療構想の達成に向けた取組みを行う医療機関（病院及び診療所）が安定的な運営を引き続き行っただけできるよう、建築資金及び運転資金に関する優遇融資を実施しております。昨年度より地域医療介護総合確保基金の対象事業であって減床を伴う整備に対する建築資金について、更なる優遇融資を開始しましたが、今年度より運転資金（地域医療構想支援資金）についても、貸付利率の優遇を実施しております。

（建築資金）

主な融資条件		（地域医療構想対象事業）			
		基金対象外事業(病院のみ)		基金対象事業(病院・診療所)	
		病床不足地域	病床充足地域	減床を伴う場合	左記以外
貸付利率※		1.10%	1.10%	当初5年間、 0.70%	1.10%
融資率	建築	70%	60%	95%	90%
	土地	70%	融資対象外	95%	90%
限度額	建築	7.2億円・特定病院12億円 一定基準を満たせば12億円超も可能		限度額の設定なし	
	土地	3億円	融資対象外	限度額の設定なし	
取扱期間		令和7年度まで（基金対象事業のみ）			

（運転資金）

主な融資条件		地域医療構想支援資金	
貸付利率		（病院）0.700% （診療所）0.700%	
限度額		（病院）5億円 （診療所）3億円	
償還期間 （うち据置期間）		10年以内 （4年以内）	
償還方法		元金均等・元利均等	
取扱期間		令和7年度まで	

※令和4年8月1日時点：償還期間30年 完全固定金利制度の場合

※利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

※金利の優遇幅は段階的に縮小し、現在の金利優遇は令和4年度までとなります。（最終令和7年度）

※廃止される病院の残債に対してのご融資の場合は、さらに優遇されたメニューがございます。

- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要です。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。